

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和2年8月31日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（「支給済み保護費の返還決定について」以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分は違法又は不当である旨を主張している。

担当ケースワーカーの指示に基づき行動したのに、説明が間違っていた、返還金が発生したとするのは不当であり、既に生活費として費消してしまった金員の返還を求められるのも不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年 9月27日	諮問
令和3年11月30日	審議（第61回第1部会）
令和3年12月20日	審議（第62回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準

ア 法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

イ 法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものであるとされている。

(2) 費用返還義務

ア 法の定め

法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

イ 課長通知

地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく処

理基準である「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)1・(1)によれば、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。」とされている。

また、同じく地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく処理基準である「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知)第3(資産の活用)の間11によれば、返戻金が少額であり、かつ、保険料額が当該地域の一般世帯との均衡を失しない場合に限り、保護適用後保険金又は解約返戻金を受領した時点で法第63条を適用することを条件に解約させないで保護を適用して差しつかえないとされている。

ウ 問答集

「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。)問3-24・答によれば、保険は解約返戻金ができるのであれば、これを解約し「利用し得る資産」として、直ちに最低生活の維持のために活用させることが原則である。さらに、申請時点における解約返戻金の額に相当する部分については、資力がありながら、保護を受けていたものとして、整理されることから、法63条により返還の対象となるとされている。

なお、問答集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として本件の適用に関して合理的なものであると認められる。

エ 事例集

また、東京都の各福祉事務所から寄せられた生活保護の取

扱いに関する疑義照会事例のうち、他の福祉事務所の業務の参考に供するものとしてまとめられた「生活保護運用事例集 2017年版」(東京都福祉保健局生活福祉部保護課発行)問3-5によれば、保護申請時に保有している保険の考え方として、「解約返戻金はいくまで『利用し得る資産』であるので、保険金等を受領した時点で所定の額を返還すべきものとされている(課長問答 問第3の11)」「保護開始時に既に生じている解約返戻金に相当する額については、「保護開始時の資力」であるため、後日、・・・解約して解約返戻金を受領した時点で、法第63条により返還を求めることになる。」とされている。

同問11-4によれば、年金収入の事例についてであるが、返還対象額の計算にあたって、保護廃止後に受給した年金収入に関して、返還対象となる資力の額と支給済み保護費とを対比した上で算定するとし、同問11-5によれば、保護廃止後判明した収入に関して、正当扶助費を算出して、既支給額との差額をもって返還対象額を定める考え方がとられている。なお、運用事例集は、本件の適用において、法の解釈・運用として合理的なものであると認められる。

2 本件処分の検討

(1) 本件では、次の各事実が認められる。

ア 請求人は、平成26年4月4日の当初保護開始時に、生命保険等の存在を明らかにしていたが、その解約返戻金はなし、つまり0円であると申告して、保護費の支給を受けていた。しかしながら、処分庁において、本件保険契約の解約金はその契約継続を認められない多額のものであることが覚知され、平成28年1月5日以降その解約を請求人に告知し、遅くとも平成29年2月9日には保有が認められないとし、平成30年8月16日にも処分庁職員から請求人が解約を求められ

たことが認められる。

イ 請求人は、保護廃止中の令和元年6月26日、本件保険契約の解約返戻金として、1,169,789円（保護開始時点の解約返戻金相当額としては901,700円）の支給を受けた。

当該支給に伴い、請求人は、処分庁から受給していた保護費のうち484,610円の返還を求められた。

(2) 以上の事実によれば、実際に解約して解約返戻金の支払を受けたことにより、保護開始時に存在した本件保険契約の解約返戻金相当額について、法63条の「資力」を現実を得たといえる。

保護開始当初に資力を有していたにもかかわらず、請求人は、保護費を受給していたのであるから、請求人については、法63条が定める「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」の要件に該当するといえ、請求人には、支給済保護費の範囲内において処分庁が定めた額を処分庁へ返還する義務が生じたといえる。

法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、以て生活保護制度の趣旨を全うしようとするものであるから（東京高等裁判所平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト掲載）、上記の事実を踏まえると、処分庁が、法63条の規定を適用して返還を求めたことに、違法・不当な点は認められない。

(3) また、本件保険契約の解約による解約返戻金受領に伴い発生した保護開始時（平成26年4月4日）の資力は901,700円であり、上記1・(2)・イからすれば、全額返還が求められる。

ただ、請求人は、平成30年10月に保護を廃止して、就労により生活していたものの困窮し、令和元年6月26日に本件

保険契約を解約した解約返戻金を受領したが、いよいよ困窮し、令和元年9月27日、再度の生活保護申請し、保護が決定されたものであったことを前提として、処分庁において、同年6月26日から9月26日までの生活保護基準の生活扶助費78,830円（月額、4カ月分計315,320円）・住宅扶助費10,800円（月額、4カ月分計43,200円）相当額及び実際に請求人が支出した医療費から医療扶助費対象額（令和2年6月分16,250円、7月分15,350円、8月分22,010円、9月分4,960円の小計58,570円）は、自立更生の用途によるみなし返還免除相当額であるとして、合計417,090円を返還控除とした。

他方、請求人が対象期間である平成27年9月から同年12月分として受けた本件支給済保護費の合計は、別紙支給済保護費計算表のとおり、937,653円であった。

請求人は、処分庁に対し、本件支給済保護費のうち自立更生免除等として返還免除された上記417,090円を控除した484,610円を返還しなければならない計算となる。同金額は、受けた保護の範囲内である。

以上のとおり、当該金額を返還決定額とした本件処分は、上記1の法令等に則ってなされたものであり、かつ、違算も認められないから、返還決定額の算出について違法又は不当とすべき点はない。

3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のとおり、請求人の担当ケースワーカーが返還の必要がない旨説明し、本件解約返戻金については保護廃止中に生活費として費消した旨主張しており、担当ケースワーカーからの説明についても請求人の主張に沿う謝罪の記載された手紙が提供されている。

しかし、担当ケースワーカーの誤った説明が存在したとしても、

あるいは生活費として費消したかどうかは、平成26年の生活保護開始時の資力の存在、当該資力が令和元年6月の本件保険契約の解約によって解約返戻金として現実化して、請求人の収入となったという事実に影響せず、当該資力相当額の保護費の返還義務、返還額の計算決定に直接関係しないものといわざるを得ない。

なお、当審査会としては、担当ケースワーカーの誤った説明により、請求人が不利益を受けたことについては遺憾である。しかしながら、その不利益については、上記2(3)のとおり、自立更生の用途によるみなし返還免除相当額として、返還から控除したことによって賸われていることから、本件処分に違法な点はない。

以上のとおり、請求人の本件処分に関する主張は採用できない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙 (略)